

議 案 第 90 号

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に準じ、児童の安全確保に関する計画の策定及び送迎用バス等を運行する場合の児童の所在確認を義務化等するとともに、放課後児童支援員の資格に係る経過措置を延長するため。